

〔資料4〕

清須市第1次総合計画
基本構想、基本計画の見直しのポイント（案）

平成23年12月

清 須 市

1 総合計画とは

清須市における行政運営の基本的な指針です。

2 総合計画の構成・計画期間

基本構想

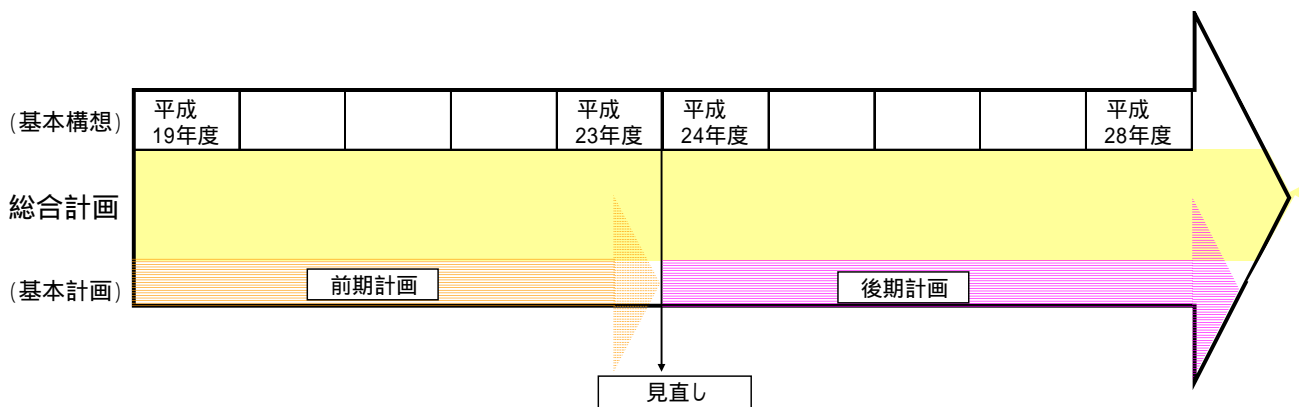
(市の将来の都市像とそれを実現するための施策の構想などを定めるもの)

基本構想は、今後の清須市の方向性を示すもので、市の「基本理念」と「将来像」を定め、これを反映させるための今後の「行政運営の方針」と「施策の展開方向」を記述しています。その上で「施策の指針」を定め、分野別の施策の方向を明らかにしています。

基本計画

(基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定める中期計画)

基本計画は、基本構想を踏まえ、市の「現状と将来見通し」を示した上で、「土地利用方針」と今後実施していく「施策の概要」について記述しています。「施策の概要」では、基本構想に示された「施策の指針」にしたがって、個別の施策・事業の内容を体系的に示しています。



【参考】総合計画策定義務の廃止とその対応

地方自治法において、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(総合計画基本構想)を定めることが規定されていましたが、地域主権改革の一環として地方自治法の一部改正(施行日:平成23年8月1日施行)により、策定義務が廃止されました。

清須市では、行政運営の基本的な指針である総合計画基本構想の重要性を鑑み、引き続き総合計画を策定するとともに、策定等にあたっては議会の議決を受ける制度を構築します。

3 見直しの視点

旧春日町との合併

第1次総合計画は平成19年度からスタートしており、平成21年10月の旧春日町との合併は反映されていません。旧春日町との合併時に策定した新市基本計画を尊重し、見直しを行います。

時代の潮流変化への対応

地域主権戦略を始めとする国の政策などに対応した施策展開を図るとともに、東日本大震災及びこれに伴う原発事故の発生など、社会情勢に対応した見直しを行います。

〔時代の潮流変化〕

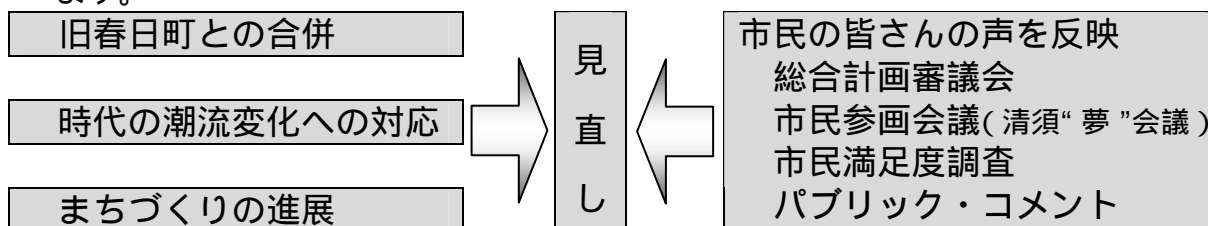
社会構造の変化	人口減少、少子高齢化の進展。社会保障関係費の増大。 キーワード 現役世代の減少、社会保障制度の持続可能性
経済構造の変化	日本経済は縮小傾向にあり、貿易の自由化は進展。 キーワード 低成長
生活意識の変化	「個人の利益よりも国民全体の利益を大切にすべきだ」という意識の高まり。 キーワード 心の豊かさ、協働 東日本大震災、原発事故を契機に、災害に対する不安が増大。また、再生可能エネルギー、食の安全に対する関心の高まり。 キーワード 危機管理、原子力から再生可能エネルギー、食の安全

〔5年間の主な出来事〕

平成19年 (2007)	参議院選挙で民主党が第1党となる。(7月) 郵政の分社・株式会社化、日本郵政公社が廃止。(9月) 震度6強の地震が発生。(能登半島沖(3月)、中越沖(7月))
平成20年 (2008)	中国製ギョーザで中毒発生。食の安全への更なる関心の高まり。(1月) リーマンショック、世界同時株安。(9月) 震度6強の地震が発生。(岩手・宮城内陸(6月))
平成21年 (2009)	衆議院総選挙で民主党が第1党となり政権交代。(8月)
平成22年 (2010)	参議院選挙で自民党が第1党となる。(7月) COP10(生物多様性条約第10回締約国会議)が愛知県で開催。 環境への関心が更に高まる。(10月)
平成23年 (2011)	東日本大震災、原発事故が発生。安全、エネルギーのあり方への関心が更に高まる。(3月)

まちづくりの進展

平成19～23年度まで5年度間の前期基本計画に定めたまちづくりの進展を踏まえ、基本構想の実現に向けて、更にまちづくりを加速するように見直しを行います。



【参考】清須市の強み、弱み

今後のまちづくりを考える上で、清須市の強みと弱みを推し量る必要があります。

そこで、主に企業の組織戦略や販売戦略などを検討する際に使われる分析手法であるSWOT（スウォット）分析を用い、組織の強み（Strength）、弱み（Weakness）、機会（Opportunity）、脅威（Threat）の4つの軸から評価するものです。

「機会」「脅威」という言葉はわかりにくいという指摘があるため、ここでは、その組織が直面する外部環境からプラスの影響（順風）があるか、マイナスの影響（逆風）があるか、という観点で整理します。

		清須市を取り巻く環境の分析	
		順風(O) = 主に立地条件	逆風(T) = 主に行政経営環境
清須市の分析	強み(S)	<p>(積極的攻勢)</p> <p>名古屋都心に近接し交通利便性が高い(市内に鉄道駅が10駅)</p> <p>増加傾向にある人口動向、居住地としての評価が高まりつつある</p> <p>歴史資源が豊富、全国的に知名度が高い</p>	<p>(差別化戦略)</p> <p>全国的にみて相対的に高い財政力、高い住民サービス水準</p> <p>将来的な人口減少は比較的緩やかに推移</p> <p>東西約5.5km、南北約8.0kmと市域がコンパクト</p>
	弱み(W)	<p>(段階的施策)</p> <p>災害のイメージ、名古屋西部の住宅地としての評価の低さ</p> <p>幹線道路、下水道など都市インフラ整備が必要</p> <p>同種の公共施設が重複</p>	<p>(専守防衛)</p> <p>旧4町ごとの地域特性の相違、一体感醸成の必要性</p> <p>地形的に継続的な治水対策が必要</p> <p>市街化率が高いため開発余地が少なく、開発コストが高い</p>

4 将来動向

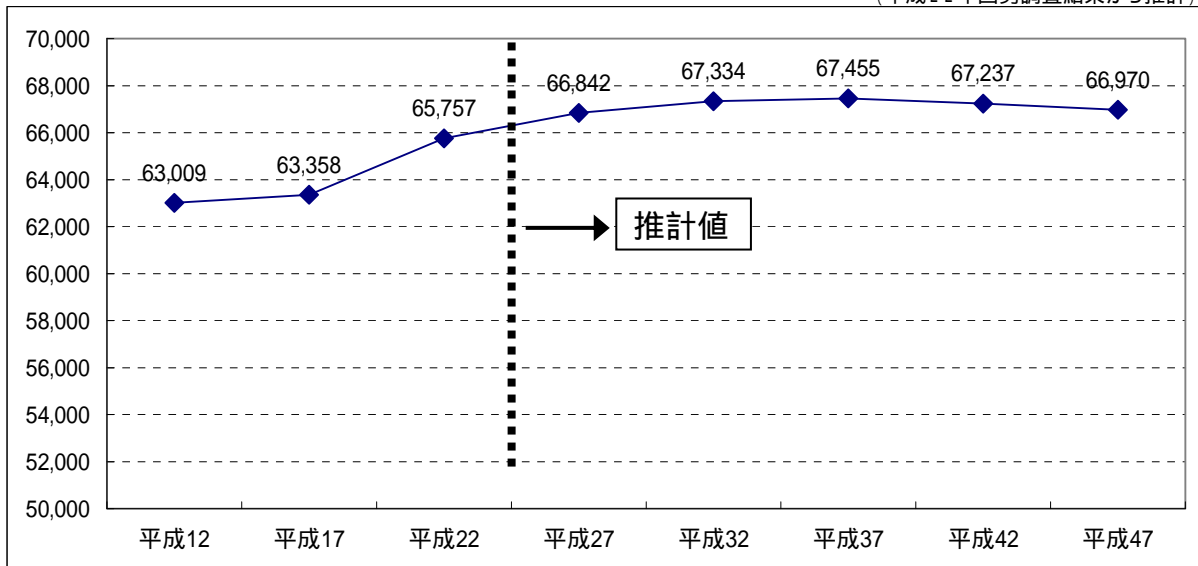
人口動向

人口総数

日本全体が人口減少の中、清須市の人口は微増すると見込まれるものの、平成37年をピークに、ゆるやかに減少していくものと予測される。

図1 人口見通し（清須市）

(平成22年国勢調査結果から推計)

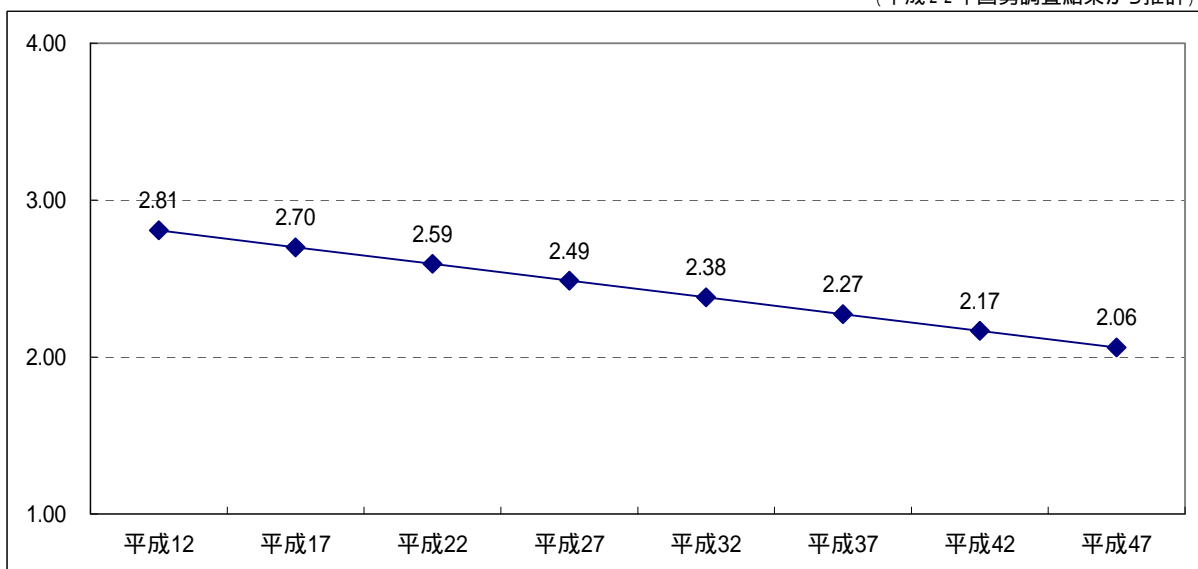


世帯の状況

1世帯当たり人員は、引き続き減少するものと見込まれ、核家族化が更に進展していくものと予測される。

図2 1世帯当たり人員の見通し（清須市）

(平成22年国勢調査結果から推計)



年齢別人口

65歳以上の老年人口は、団塊の世代がこの年齢層に移ってくることから、大きく増加することが見込まれる。

出産する年齢層にある女性数の減少から、出生数は減少すると考えられ、14歳以下の年少人口は減少するものと見込まれる。

15～64歳の生産年齢人口は、団塊の世代がこの年齢層から抜けていく減少分の一部を、人口移動（転入超過）による増加分が補うものの、ゆるやかに減少していくものと予測される。

表1 年齢（3区分）別人口の見通し（清須市）

	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	平成32 (2020)	平成37 (2025)	平成42 (2030)	平成47 (2035)
年少人口(0～14歳)	9,097	8,771	9,372	9,083	8,476	7,350	7,045	6,992
生産年齢人口(15～64歳)	44,047	43,113	42,792	41,978	42,210	43,343	43,138	42,161
老年人口(65歳～)	9,247	11,234	13,215	15,399	16,263	16,377	16,670	17,435
年齢不詳	618	240	378	382	385	385	384	382

図3 年齢（3区分）別人口の見通し（清須市）

(平成22年国勢調査結果から推計)

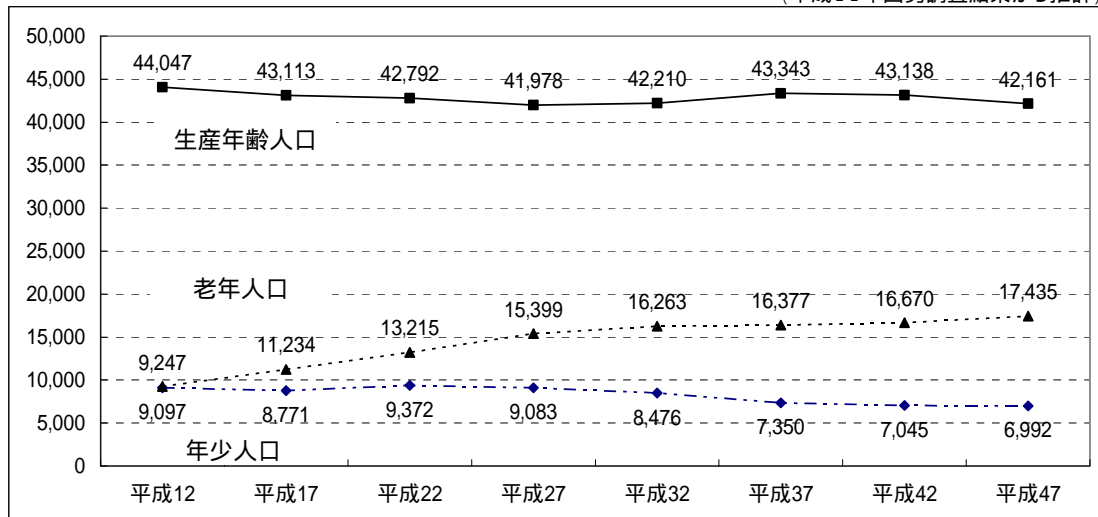
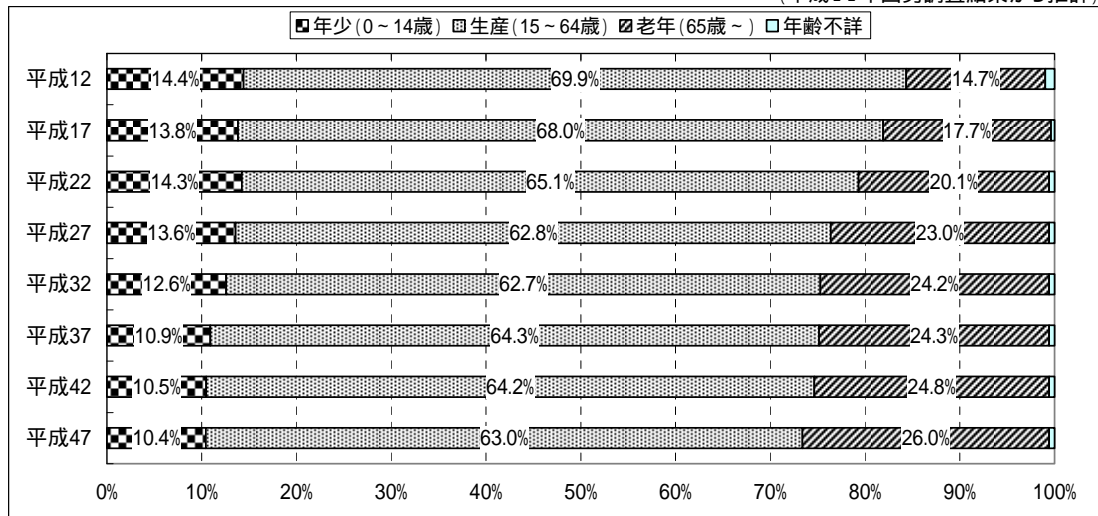


図4 年齢（3区分）別人口の割合の見通し（清須市）

(平成22年国勢調査結果から推計)



注) 年齢不詳があるため、総数は100%にならない場合がある。

経済、財政動向

経済動向

平成23年度の経済動向について（内閣府年央試算）抜粋

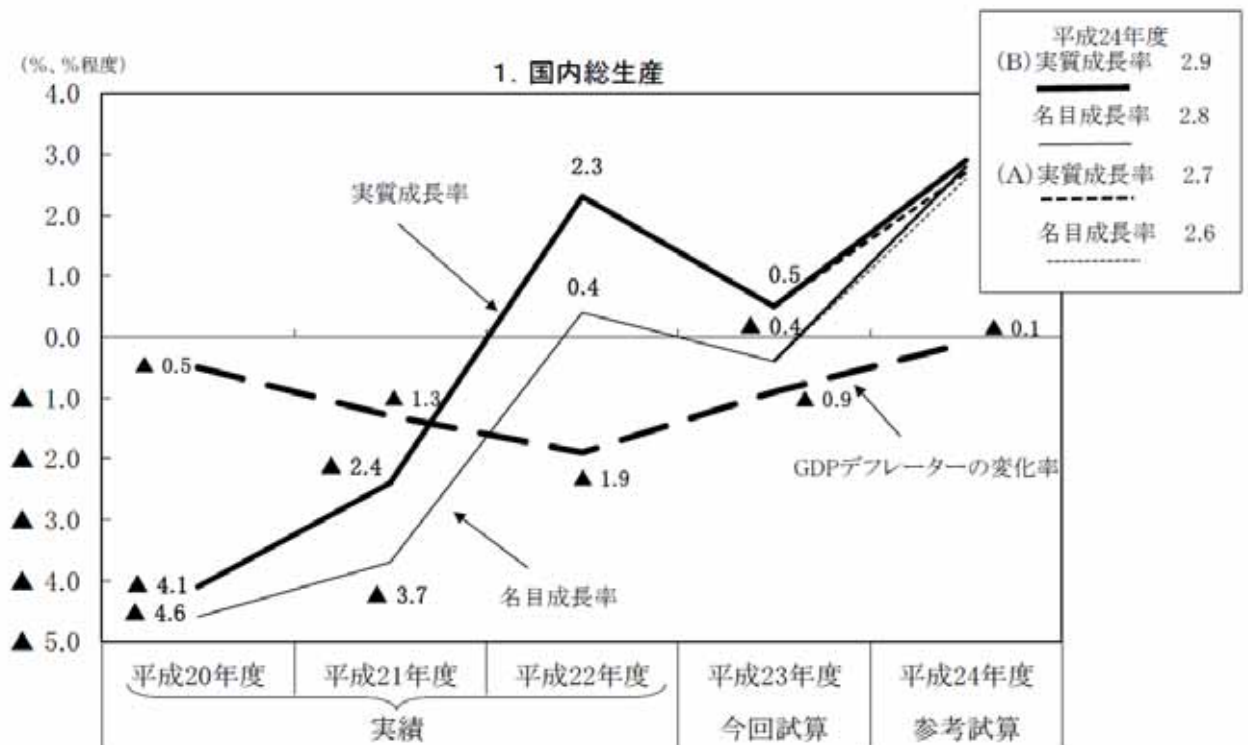
平成23年8月12日 内閣府

我が国経済は、東日本大震災の影響により1-3月期の実質GDPが大幅なマイナス成長。

今後、復興への取組が進む中で消費、投資は持ち直し、また輸出の増加も期待。

先行きについては、電力供給の制約やそれによるコスト上昇の影響、企業・人材が流出するリスク等に十分留意する必要がある。また、世界経済の不透明感の高まりや為替レートの変動が日本経済に与える影響を注視する必要がある。

主な経済指標

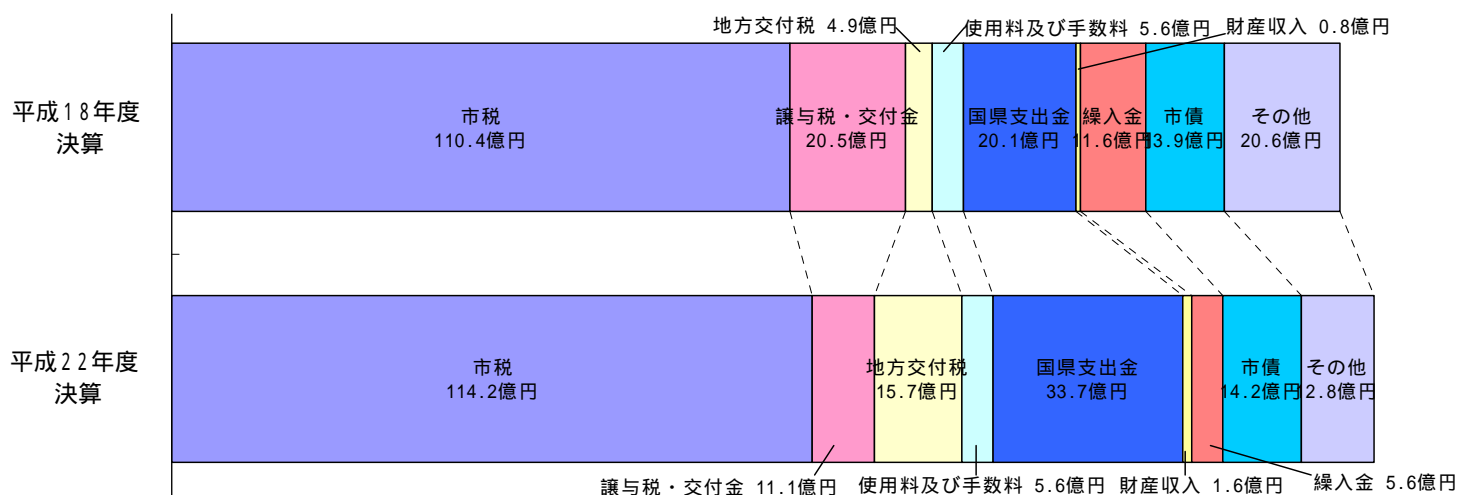


上記グラフの(A)は、東日本大震災に伴う復旧・復興対策のための時限的財源措置が、過去の歳出パターンを踏まえ5年間で行われる場合の試算結果を示す。

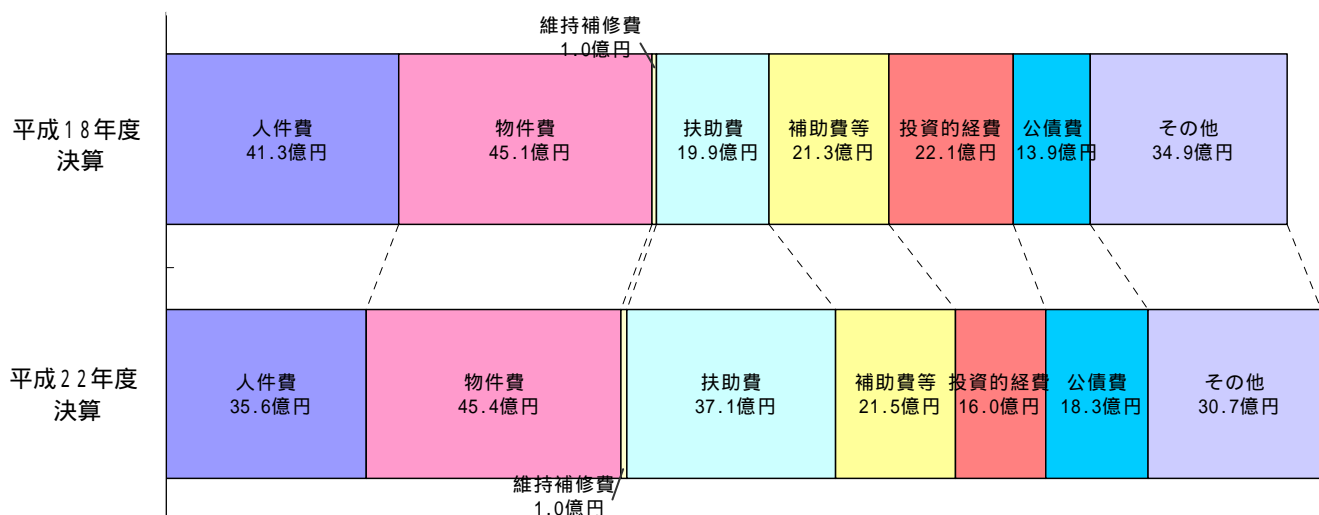
上記グラフの(B)は、東日本大震災に伴う復旧・復興対策のための時限的財源措置が、各年度均等に10年間で行われる場合の試算結果を示す。

清須市における財政動向（普通会計ベース 1）

歳入（ 2 ）



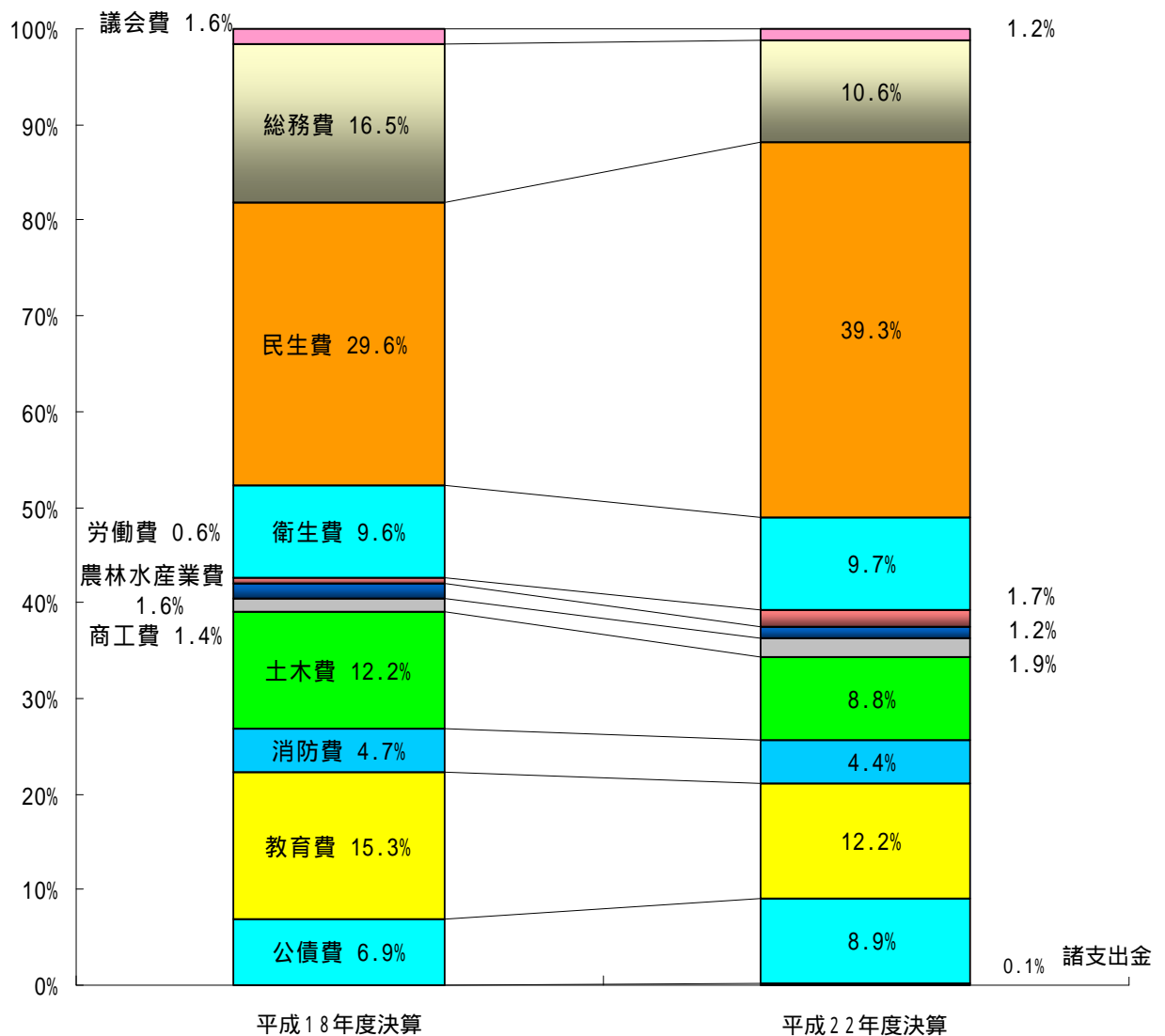
歳出（ 3 ）



- 1 普通会計...地方公共団体における地方公営事業会計（水道・国民健康保険・介護保険事業等の会計）以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。
- 2 市税 ...市民税・固定資産税・軽自動車税等
 譲与税・交付金 ...地方譲与税（国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税） 地方特例交付金等（特別交付金から構成される国から地方公共団体への交付金）
 地方交付税 ...地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために国が地方公共団体に対して交付する税

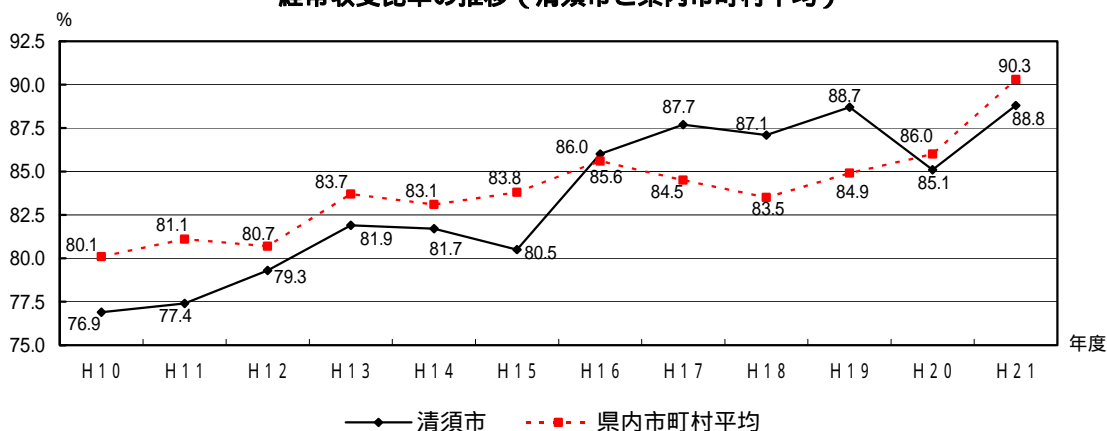
- 3 物件費 ...人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
- 扶助費 ...社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
- 投資的経費...道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費。
- 公債費 ...地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
- 平成18年度値には、旧春日町分を含みます。

歳出(行政目的に着目した歳出の分類)



財政硬直化の進行 ~ 上昇傾向にある経常収支比率 ~

経常収支比率の推移（清須市と県内市町村平均）



$$\text{経常収支比率} = (\text{経常経費充当一般財源額}) / (\text{経常一般財源収入額}) \times 100$$
 財政構造の弾力性を示す指標
 平成13年度から減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源に新たに追加

合併特例支援の終焉 ~ 普通交付税の合併算定替適用期間の終了 ~

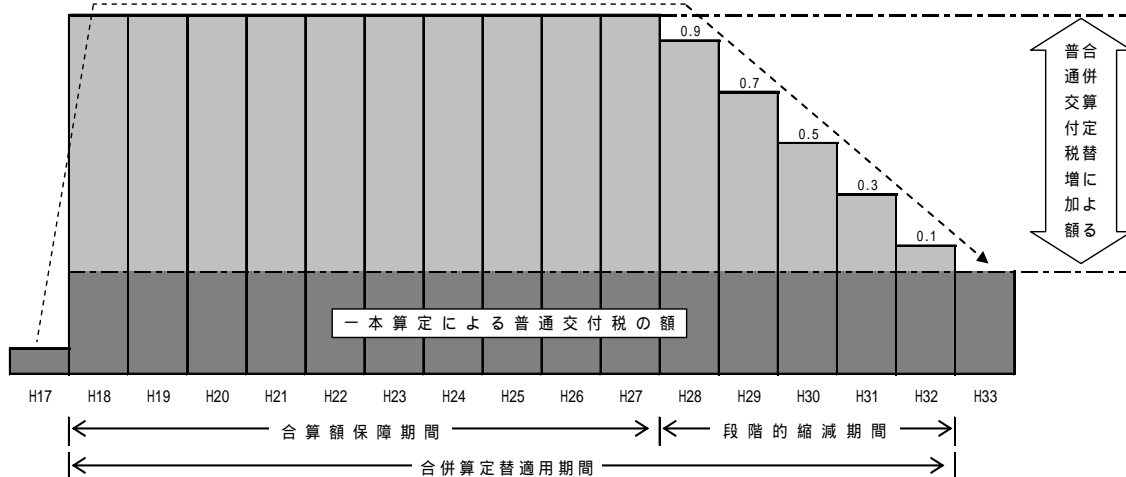
普通交付税の合併算定替による増加額

春日町編入 | H24以降もH23と同等の財源不足があるものとして推計 | (単位: 百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
増加額	-	116	198	321	458	1,023	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,313	1,021	730	438	146	-
合併算定替	59	116	198	321	458	1,246	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,751	1,459	1,168	876	584	-
一本算定	-	0	0	0	0	223	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438

0.9 | 0.7 | 0.5 | 0.3 | 0.1
 合併 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 11年目 12年目 13年目 14年目 15年目
 ← 合算額保障期間 → ← 段階的縮減期間 →
 ← 合併算定替適用期間 →

普通交付税の合併算定替（イメージ）



平成18年度一般会計当初予算（総合計画策定前年度）との比較
清須市の財政状況を年収500万円の家計に例えると…

(単位:円)

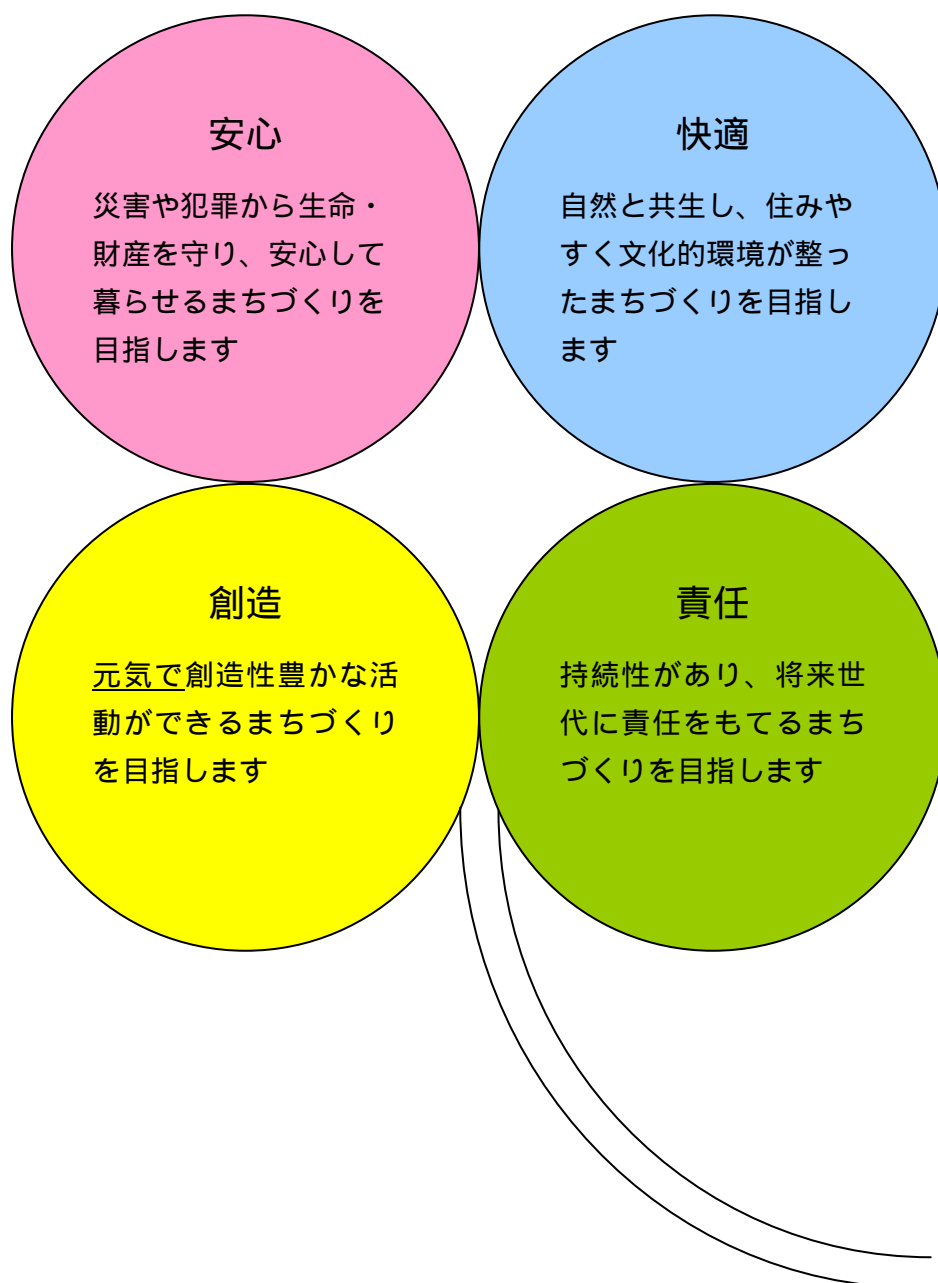
	平成18年度	平成22年度	主な内容	増減の主な要因
【収入】				
月収	309,000円	272,000円	市税など	景気後退による税収の減など
親からの仕送り	68,000円	114,000円	国・県支出金など	税収減に伴う普通交付税の増
ローンの借り入れ	40,000円	31,000円	市債などの借入金	
【支出】				
光熱水費・日用品費	105,000円	101,000円	物件費など	
食費(人にかかる経費)	89,000円	73,000円	人件費	行政改革による職員定数減
自宅の修繕費・増改築費	72,000円	40,000円	投資的経費	大規模事業完了に伴う減
親戚・友人への資金援助	48,000円	42,000円	補助費など	補助対象の重点化による減
医療費など	36,000円	81,000円	扶助費	少子高齢化による社会保障給付費の増
ローンの返済	29,000円	35,000円	公債費	大規模事業の実施に伴う増
家族への仕送り	28,000円	45,000円	他会計への繰出金	国民健康保険事業への繰出金の増
貯金	10,000円	0円	基金への積立金	
その他				
ローン残高	3,886,000円	4,138,000円	市債の未償還残高	
貯蓄残高	464,000円	647,000円	基金の残高	

平成18年度値には、旧春日町分を含みます。

5 基本理念、将来像

まちづくりの基本理念、将来像は、2度の合併の理念も継承していることから、基本的には見直しを行いません。ただし、理念の一つである「創造」では、元気を創り出す記述を加筆します。

「清須市の基本理念」を表す四葉のクローバー



～ 清須市の将来像 ～
水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市

6 施策体系

引き続き7つのまちづくりの体系としますが、春日町との合併時に策定された新市基本計画を尊重するなど、施策体系を以下のように見直しを行います。

	現施策体系		見直し後	
1 安全・安心で自然が息づくまちづくり	101 河川・排水対策の充実	→	河川・排水対策の充実	1 安全・安心で自然が息づくまちづくり 【安全・安心】
	102 防災対策の充実	→	防災対策の充実	
	103 防犯・交通安全対策の充実	→	防犯・交通安全対策の充実	
	104 消防・救急体制の充実	→	消防・救急体制の充実	
	105 上水道・下水道の充実	→	上水道・下水道の充実	
	106 ごみ処理体制の充実	→	ごみ処理体制の充実	
	107 火葬施設・墓地の充実	→	斎苑施設の整備推進	
2 健康で思いやりのあふれるまちづくり	201 医療体制・健康づくり環境の充実	→	医療体制・健康づくり環境の充実	2 健康で思いやりのあふれるまちづくり 【健康・福祉】
	202 地域福祉の充実	→	地域福祉の充実	
	203 少子化対策・児童福祉・母子(父子)福祉の充実	→	少子化対策・児童福祉・母子(父子)福祉の充実	
	204 障害者(児)福祉の充実	→	障害者(児)福祉の充実	
	205 高齢者福祉の充実	→	高齢者福祉の充実	
	206 社会保障の充実	→	社会保障の機能強化	
	207 青少年の健全育成	→	青少年の健全育成	
	208 消費者利益の擁護・増進	→	消費者利益の擁護・増進	
	209 自治・コミュニティ活動の振興	→	自治・コミュニティ活動の振興	
	210 ボランティア・NPO活動の振興	→	ボランティア・NPO活動の振興	
	211 男女共同参画社会の推進	→	男女共同参画社会の推進	
3 便利で快適に暮らせるまちづくり	301 公園・緑地の充実	→	環境の保全、資源循環型まちづくりの推進	3 水と緑に恵まれるうるおいのあるまちづくり 【環境・自然】
	302 環境保全・緑化の推進		水と緑のネットワークの形成	
	303 市街地整備の推進	→	都市近郊農業の振興	4 便利で快適に暮らせるまちづくり 【基盤整備】
	304 都市景観整備の推進	→	市街地整備の推進	
	305 道路・橋りょうの充実	→	都市景観整備の推進	
	306 公共交通の充実	→	道路・橋りょうの充実	
		→	公共交通の充実	
4 歴史・伝統・文化・教育を大切に するまちづくり	401 学校教育の充実	→	学校教育の充実	5 歴史・伝統・文化・教育を大切に するまちづくり 【教育・生きがい】
	402 生涯学習の充実	→	生涯学習の充実	
	403 文化・芸術活動の振興	→	文化・芸術活動の振興	
	404 文化財保護の推進	→	文化財保護の推進	
	405 スポーツ・レクリエーション活動の振興	→	スポーツ・レクリエーション活動の振興	
	406 地域間・国際交流の振興	→	地域間・国際交流の振興	
5 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり	501 商業・工業の振興	→	商業・工業の振興	6 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり 【産業振興】
	502 都市近郊農業の振興	→	都市近郊農業の振興	
	503 観光の振興	→	観光の振興	
6 参加と交流のまちづくり(行政への市民参加の推進)	601 市民参加の推進	→	市民参加の推進	7 新しい時代に対応できるまちづくり(持続性のある行政運営の推進)
	602 電子自治体の推進	→	電子自治体の推進	
7 新しい時代に対応できるまちづくり(持続性のある行政運営の推進)	701 行政運営の合理化	→	行政運営の合理化	

7 計画の進捗管理

前期基本計画においては、次年度の予算編成に合わせて行政評価（事前（事中）の行政評価）を行い、その結果により各施策・事業の優先度を設定して適切な進捗管理に軸足を置いてきました。

しかしながら、現役世代が減少し、社会保障関係費が増大する中、「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択と集中による行政運営が欠かせません。そこで、後期基本計画においては、事後の行政評価を行うこととします。この行政評価では出来る限り目標値を設定するとともに、有識者の所見を記載するなど、外部の視点を評価に反映させて公表します。

また、市民の皆さんの目線により政策・施策設定の妥当性、有効性を検証するため、市民満足度調査を実施することを位置付けます。

〔新たなポイント〕

事後の行政評価を実施

行政評価には出来る限り目標値を設定

有識者の所見を評価書に記載し、外部の視点を評価に反映させて公表

2年に1回、市民満足度調査を実施

【参考】市民満足度調査

本調査は、市が行う施策に対して、市民の皆さまが現在どの程度満足と感じているか、そして、今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理することにより、今後の清須市のまちづくりに反映することを目的に実施します。

また、政策・施策設定の妥当性、有効性の検証及び政策単位の行政評価を行います。これまでに、2回実施しました。

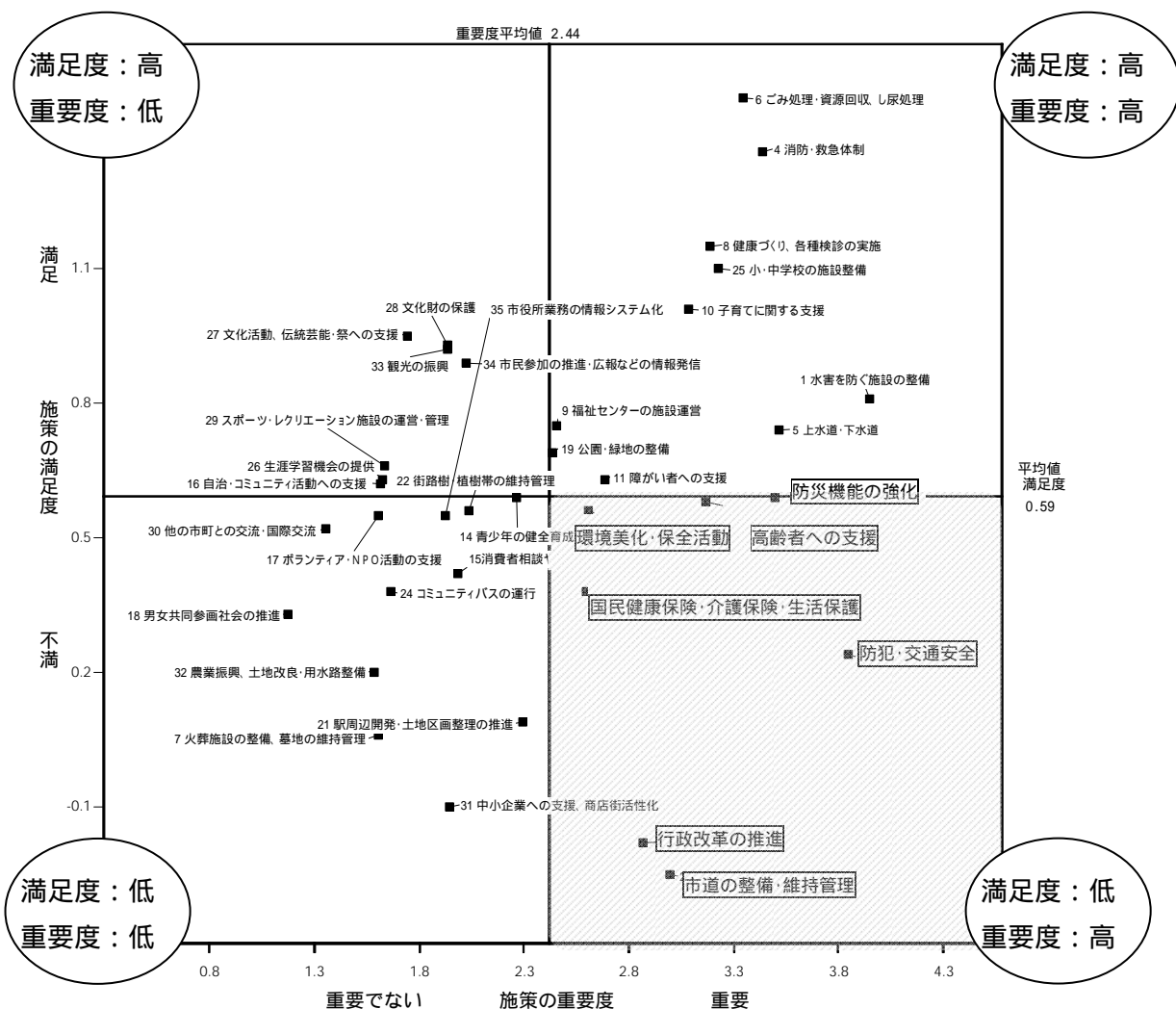
第1回調査

平成20年11月実施 調査対象4,000人 回収数1,672人(41.8%)

第2回調査

平成22年6月実施 調査対象4,500人 回収数1,808人(40.2%)

第2回調査結果(相関図)



8 見直しに向けた今後のスケジュール

本見直しのポイントを基に、そして、総合計画審議会のご意見を踏まえた上で、見直しの成文化素案を作成し、パブリック・コメントを実施します。

〔パブリック・コメント実施概要〕

意見募集期間

平成24年1月13日（金）～2月12日（日）

公表資料

清須市第1次総合計画 基本構想、基本計画の見直しのポイント（案）

見直しの中間まとめ（案）

公表資料閲覧場所

公共施設14箇所

企画政策課（本庁舎）・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川体育館・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島福祉センター・春日公民館

市ホームページ

見直しの中間まとめ（成文化素案）の体裁

原文（見直し前）	原案（見直し後）	見直しの趣旨・論点
<p>清須市の基本理念</p> <p>清須市は西枇杷島町・清洲町・新川町の合併により誕生しました。この合併は、旧3町それぞれが単独の財政力・組織力では解決することの難しかった課題、すなわち 地方分権時代への対応、 本格的な少子・高齢社会への対応、 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応、 防災対策を始めとする地域共通の行政課題の解決、 行政サービスの維持・向上、 に一体的・総合的に対応し、克服するために実施されたものです。</p>	<p>清須市の基本理念</p> <p>清須市は平成17年7月に西枇杷島町・清洲町・新川町の合併により誕生しました。<u>そして、平成21年10月には、春日町とも合併し、現在に至っています。</u>この2回の合併は、旧3・4町それぞれが単独の財政力・組織力では解決することの難しかった課題、すなわち 地方分権時代への対応、 本格的な少子・高齢社会への対応、 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応、 防災対策を始めとする地域共通の行政課題の解決、 行政サービスの維持・向上、 に一体的・総合的に対応し、克服するために実施されたものです。</p>	<p>見直しの趣旨・論点</p> <p>平成21年10月の春日町との合併を追記。</p>

清須市第1次総合計画

基本構想、基本計画の見直しのポイント(案)

平成23年12月

愛知県清須市役所 企画部 企画政策課

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

電話 052-400-2911(代表)